

地方独立行政法人大阪産業技術研究所
公的研究不正行為防止規程

制定 平成29年 4月 1日
改定 令和 3年 9月29日
改定 令和 5年 4月 1日
規程第 68号

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所（以下「法人」という。）における、公的研究活動上の不正行為を防止する適正な運営・管理体制を整備するとともに、公的研究活動上の不正行為が行われ、又はその恐れがある場合に適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

一 研究不正対応等のガイドライン 文部科学省作成の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

二 特定不正行為 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用の行為であり、研究不正対応等のガイドラインにおいて下記のように定められたもの

捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

2 前項に掲げるもののほか、この規程における用語の定義は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究費取扱規程（平成29年規程第67号。以下「公的研究費取扱規程」という。）に定めるところによる。

(適用範囲)

第3条 この規程は、法人におけるすべての研究業務における特定不正行為に適用する。
なお、公的研究費の取扱いにかかる案件は、公的研究費取扱規程に定める。

(責任体系)

第4条 特定不正行為を防止する適正な運営・管理のため、法人に最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、法人全体を統括し、特定不正行為を防止する運営・管理について最終責任を負うものとし、理事長がその任に当たる。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、特定不正行為が行われ、又はその恐れがある場合には、関係部署と連携して適切に対応するものとして、副理事長又は理事がその任に当たる。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、各部署における研究倫理教育について責任と権限を持つものとして、各部長がその任に当たる。
- 5 コンプライアンス推進副責任者は、コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究倫理教育を定期的に行う責任と権限を持つものとし、業務推進部長及び森之宮センター企画部長がその任に当たる。

(研究倫理教育)

第5条 法人及び法人において公的研究活動を実施する職員等は、高い倫理観と良識を持ち、自立的な行動基準の下、研究業務の遂行に当たらなければならない。

- 2 法人は、職員等の研究者倫理の向上を図るべく、研究者等に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を定期的実施しなければならない。
- 3 研究倫理教育を実施する法人組織として、和泉センターは業務推進部を、森之宮センターは企画部を充て、業務推進部長及び森之宮センター企画部長を研究倫理教育責任者とする。
- 4 研究倫理教育は、職員等を対象とするほか、法人以外の機関に所属する研究者等であっても法人と共同して研究を実施する場合は、実施対象とすることができる。
- 5 職員等の内、指導的立場の研究者に対しても、必要な研究倫理教育を実施する。
- 6 法人に所属する全ての研究者等は、第二項により実施する研究倫理教育を受講しなければならない。ただし、休業等により受講が困難な場合は、この限りではない。

(競争的研究費に基づく研究活動における研究データの取扱い)

第6条 公的研究費の内、競争的研究費に基づく研究活動においては、研究成果の第三者による検証可能性を確保するために、法人は取得した研究データを適切に管理し、一定期間保管し、必要に応じて開示するものとする。

- 2 前項の適切かつ実効的な運用のため、研究データの種類、記録・管理・保管方法、保管期間、開示方法等については、別に定める。

(職員等の責務)

第7条 法人において公的研究活動に従事するすべての職員等は、健全な研究活動を保持し、特定不正行為を行ってはならない。

- 2 職員等は、最高管理責任者の指示等に従い、第11条に定める調査等に協力しなければならない。

(部長の責務)

第8条 各部長は、各部における特定不正行為の防止等に関し統括し、第10条に定める特定不正行為及びその通報、告発（以下「告発等」という。）があったときは、第11条に定める調査等を実施するなど適切に対処しなければならない。

（相談窓口）

第9条 告発等に関する相談窓口は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所和泉センターは業務推進部に、地方独立行政法人大阪産業技術研究所森之宮センターは企画部に置く。

2 相談窓口は職員等以外からの相談にも対応する。

（通報窓口）

第10条 告発等を受ける窓口は、地方独立行政法人大阪産業技術研究所職員等のコンプライアンス推進に関する要綱第11条に規定する公益通報窓口とする。

2 公益通報窓口は職員等以外からの告発等にも対応する。

（告発等の取扱い及び調査等）

第11条 告発等の取扱い及び調査等については、地方独立行政法人大阪産業技術研究所公的研究活動上の不正行為に係る調査等に関する取扱要綱に基づいて行う。

（調査結果の公表）

第12条 最高管理責任者は、特定不正行為の事実があると認定したときは、速やかに調査結果を公表する。

2 最高管理責任者は、特定不正行為の事実がないと認定したときは、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていたとき及び論文等に故意によるものでない誤りがあったときは、調査結果を公表する。

3 前2項で公表する調査結果の内容は、調査の都度、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」を踏まえて決定する。

4 前項に関わらず、合理的な理由がある場合は、氏名又は部署等の名称を非公表とすることができる。

（不利益取扱いの禁止）

第13条 職員等は、告発等を行ったこと又は告発されたことを理由として、告発者及び被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。ただし、当該告発等が悪意に基づくものであると認定されたとき又は当該告発等により特定不正行為の事実があると認定されたときは、この限りではない。

（その他）

第14条 この規程に定めるものの他、この規程の実施に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年9月29日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。